

# 低潮線保全法に基づく新たな事務について

熊澤 至朗<sup>1</sup>・新垣 敏一<sup>2</sup>

<sup>1</sup>沖縄総合事務局 開発建設部 河川課長 (〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1)

<sup>2</sup>沖縄総合事務局 開発建設部 河川課 低潮線保全係長 (〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1)

排他的経済水域及び大陸棚が天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の場として重要であることにかんがみ、その排他的経済水域等の安定的な保持のために、排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線を保全する意義は非常に大きく、そのため、低潮線の保全を実施することを目的に低潮線保全法が施行された。それに伴い国の新たな事務として保全区域内の行為規制や巡視、状況調査を実施することとなった。

キーワード 天然資源、排他的経済水域、低潮線保全法、巡視

## 1. はじめに

排他的経済水域 (EEZ=Exclusive Economic Zone) とは領海の基線からその外側200海里 (約370km) 以内、沿岸国に経済的な管轄権が与えられているが、他国の航海に際しては自由通航となってる海域である。また排他的経済水域においては、天然資源の開発等に係る主権的権利、人工島・設備・構築物の設置及び利用に係る管轄権、海洋の科学的調査に係る管轄権、海洋環境の保護及び保全に係る管轄権が認められている。

我が国は国土面積 (約38万 km<sup>2</sup>) の約11倍の世界有数の排他的経済水域の面積 (約405万 km<sup>2</sup>) を設定。日本国土 (約38万 km<sup>2</sup>) は世界で第60位に対し、領海を合わせた排他的経済水域 (EEZ) (約447万 km<sup>2</sup>) は世界で第6位となり、日本は国土そのものよりも海洋において広範囲な権利を有する国であることがわかる。

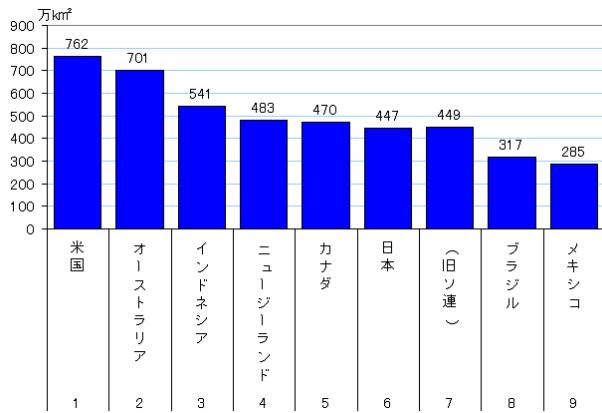


図-1 排他的経済水域面積ランキング

## 2. 排他的経済水域等の重要性

資源に乏しく、国土の面積も狭隘な我が国にとって、排他的経済水域等は、貴重な海洋エネルギー・鉱物資源の開発及び水産資源の利用を排他的に行うことが認められている貴重な場である。これら排他的経済水域等から得られる資源は我が国の経済活動や国民生活を支えるものであり、これらが安定的に供給されることは、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に大いに寄与するものである。また、持続的な水産資源の利用や多様な生態系の保全のため、良好な海洋環境を維持していくとともに、広大な排他的経済水域等を最大限活用した海洋施策を展開し将来の成長を図って行くことは重要である。



図-2 日本の排他的経済水域

そして、我が国にとって天然資源及び海洋における再生可能エネルギーの開発及び利用、海洋環境の保全、科学的知見の取得等の場としての排他的経済水域等を安定的に保全していくことも極めて重要である。

### 3. 低潮線保全法の概要

重要な領域（領海など）を決める基準となる低潮線は干満により海面が最も低くなったときの陸地と水面の境界、排他的経済水域等の限界を画する基礎となる。

#### (1) 低潮線保全法

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律。

（平成22年5月26日成立、6月2日公布）

#### (2) 背景

排他的経済水域の面積（約405万km<sup>2</sup>）を設定。平成20年11月の大蔵省延長申請、平成21年3月の「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」の策定、平成21年12月の「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」の決定等が行われた。また、排他的経済水域等には、コバルトリッチクラスト、レアメタル、メタンハイドレート、石油・天然ガス等の海底資源エネルギーが多数賦存し、排他的経済水域等の確保に資する低潮線の保全が緊急の課題となる。しかし、遠隔地にある離島は排他的経済水域等の利用上重要な位置にあるが、港湾等の利用活動のための拠点施設が整備されていない状況にある。

#### (2) 目的

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画の策定、低潮線保全区域において必要な規制、並びに特定の離島を拠点とする排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進を図り、もって我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図る。

海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に取り上げられた資源			
説明	メタンハイドレート 低温高圧の条件下で、水分子がメタン分子に取り込まれた氷状の物質	海底熱水鉱床 海底から噴出する熱水に含まれる金属成分が沈殿してできた鉱床	石油・天然ガス 生物起源の有機物が厚く積もった海底の堆積岩中に賦存
含有するエネルギー・鉱物資源	メタンガス (天然ガス)	銅、鉛、亜鉛、金、銀やガルニウム、ガリウム等レアメタル	石油、天然ガス
分布する水深	水深1,000m以深の 海底下約数百m	500m～3,000m	水深数百m～2,000m程度 (探査可能範囲)の海底下数千m
写真			
賦存・分布場所	南海トラフに相当量が賦存。	沖縄近海や伊豆・小笠原海域に賦存。	わが国EEZに石油・天然ガスの賦存が見込まれる堆積盆地が分布。新潟沿岸の浅海において、石油や天然ガスの生産を実施。

（各資源の開発計画等は [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/ene\\_kou.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/ene_kou.html) を参照）

#### (3) 基本計画

低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する施策の推進のための基本計画の策定、低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本的な方針、低潮線の保全を図るために行う措置に関する事項、特定離島における拠点施設の整備の内容等を定める。

### 4. 新たな事務

天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要である排他的経済水域等の保全を図るために、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線等の保全を実施する。

#### (1) 低潮線保全区域の指定

（内閣官房総合海洋政策本部と共同）

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線等の周辺の水域で保全を図る必要があるものを区域指定。区域内では、土地の掘削等の行為が禁止され、違反した場合には罰則を伴うものであることから、海底の地形、地質その他の低潮線及びその周辺の自然的条件について調査によって確認を行い、必要最小限度の区域に限らなければならない。

**低潮線保全区域（全185区域）**  
の都道府県別の内訳は下記の通り。

低潮線保全区域（都道府県別）			
地方整備局等	都道府県	区域数	合計
北海道開発局	北海道	48	48
東北地方整備局	青森	1	9
	岩手	4	
	宮城	3	
	福島	1	
関東地方整備局	千葉	4	50
	東京	46	
北陸地方整備局	石川	2	2
近畿地方整備局	和歌山	2	2
中国地方整備局	島根	1	2
	山口	1	
四国地方整備局	高知	3	3
九州地方整備局	福岡	1	31
	長崎	26	
	鹿児島	4	
沖縄総合事務局	沖縄	38	38
合計	16	185	185

## (2) 行為規制

低潮線保全区域内において海底の掘削等低潮線の保全に支障を及ぼすおそれがある行為をしようとする者は国土交通大臣の許可を受けなければならない。

※長崎男女群島鮫瀬の低潮線が約2 km後退すると約78 km<sup>2</sup>（東京ドーム約1,700個分）の排他的経済水域面積が減少。

## (3) 状況調査、巡視等

衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺の人為的な損壊や自然浸食等の状況調査、巡視を行うとともに、低潮線保全区域を周知するために看板を設置する。

## 5. 沖縄総合事務局の取組

### (1) 平成23年度巡視前の課題

- ①沖縄総合事務局管内の低潮線保全区域のほとんどが離島のため巡視方法の検討が必要
- ②他機関との連携検討
  - ・海上保安庁の船への同乗
  - ・漁船の借り上げ

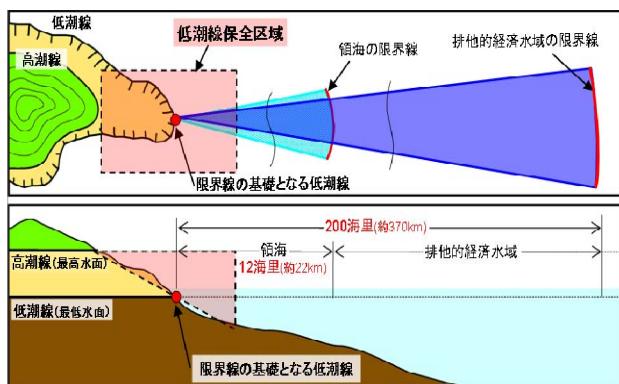


図-3 低潮線保全区域の設定方法

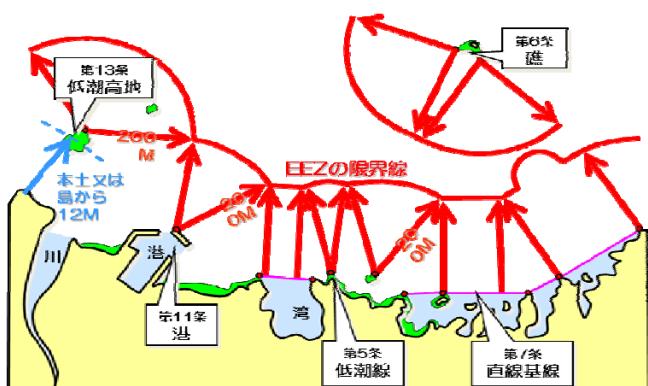


図-4 排他的経済水域の設定方法

### (2) 平成23年度実施内容

- ①巡視区域：34区域（全38区域）
- ②巡視方法：防災ヘリコプターの利用
- ③他機関との連携
  - ・海上保安庁からの航空写真の提供依頼
  - ・関係自治体等への低潮線保全法の説明
- ④巡視結果：制限行為等なし、明確な地形変化等なし
- ⑤低潮線保全沖縄ブロック連絡会の設置
  - ・沖縄地方の低潮線保全区域に係る関係行政機関の対応等について総合的に連絡調整し、もって、日本国領海及び排他的経済水域等の保全に資することを目的
- ⑥看板設置：3基を設置（与那国島）
- ⑦平成23年度巡視の課題、改善への取組
  - ・防災ヘリコプターのGPSで区域を確認し、撮影を行ったが、撮影後の写真から保全区域を特定するのが難しい。GPS付カメラの購入等を検討する。
  - ・写真撮影はアップだけではなく、遠景状況写真も必要
  - ・保全区域が環礁等の場合、陸地との関係が判るよう撮影を行う。

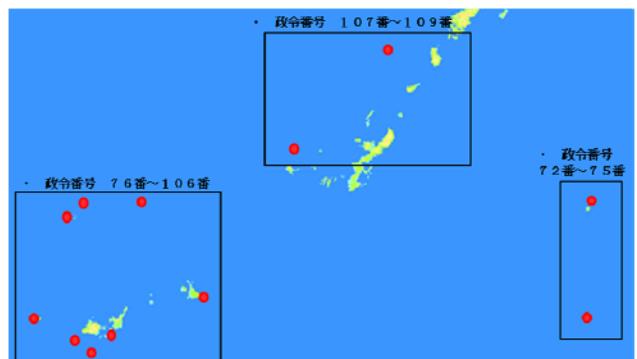


図-5 沖縄総合事務局管内の低潮線保全区域



図-6 沖縄総合事務局の防災ヘリコプター



図-7 看板設置状況

### (3) 平成24年度実施内容

- ①巡視区域：34区域を予定
- ②巡視方法：防災ヘリコプター
- ③他機関との連携
  - ・海上保安庁からの航空写真の提供
  - ・低潮線保全沖縄ブロック連絡会開催
- ④看板設置：1基（宮古島）

### 6. 今後の課題

平成23年度は、低潮線保全沖縄ブロック連絡会を設



図-8 巡視結果（宮古島）



図-9 巡視結果（波照間島）

立し、関係機関との連絡調整等低潮線保全に関する事項の協力体制を確立した。

平成24年度は、巡視を効果的・効率的に行うため、巡視ルート、時期、巡視時の潮位及び写真・ビデオの撮影方法等を見直す。低潮線保全の取組強化として、違反行為や事故、台風等の自然災害等による保全区域の損傷等に対する活動計画の検討を行う予定。

巡視により低潮線保全区域の変状等を発見した際の関係機関との連絡体制を確立する。

### 7. おわりに

低潮線保全区域の巡視は、我が国の天然資源の探査及び開発、海洋環境の保全その他の活動の場として重要な排他的経済水域及び大陸棚の基点である低潮線の保全を図るため極めて重要なものである。そのため、沖縄総合事務局においては、今後も低潮線区域及びその周辺の状況調査・巡視に積極的に取り組んでいく予定である。

### 参考文献

- 1) 国土交通省海洋総合政策本部HP
- 2) 海上保安庁海洋情報部HP

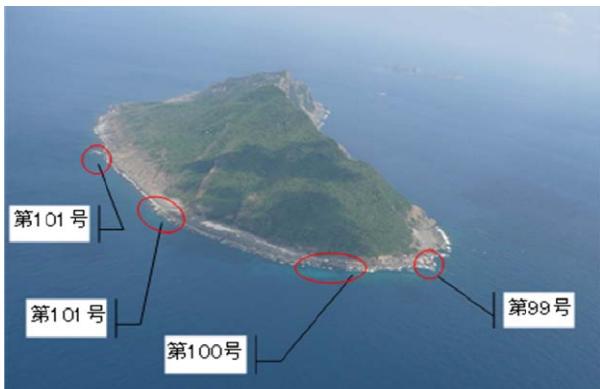


図-10 巡視結果（魚釣島）



図-11 巡視結果（硫黄鳥島）